

新婚生活を応援します

企画政策課 ☎・☎(582)1162 FAX(582)0539

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、住居費および引っ越し費用の一部を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。

☑下記のすべてに該当する世帯

- ・申請時、夫婦の両方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所(守山市内)となる新婚世帯
- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- ・婚姻日現在、年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ・令和3年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が、400万円以下(令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和2年分の合計所得金額)
- ・補助を受けようとする住宅について、国、県、市のほかの制度による補助を受けていない
- ・夫婦のいずれも、市税などの滞納がない



補助対象経費(1月1日以降に発生した費用)

- ・住居費：結婚を機に市内で物件を新築・購入または賃借する費用(家賃、敷金、礼金など)
- ・引っ越し費用：結婚を機に住宅へ引っ越しする際に、引っ越し業者または運送業者に支払った費用
- ・リフォーム費用：市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用

補助金額 1世帯当たり最大30万円 ※夫婦ともに29歳以下で、2世代同居(新婚世帯とその親)のための住宅を新築・購入またはリフォームする場合は最大60万円

☑上記へ申し込み(予算に達し次第受付終了)。

レインボーロード沿道 地区計画案の公告・縦覧

都市計画法第17条第1項の規定により、次のとおり縦覧します。住民および利害関係人は、計画案について意見書を提出することができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

都市計画案の名称 大津湖南都市計画レインボーロード沿道地区計画

☑5月12日(木)までの平日午前8時30分～午後5時15分

☑都市計画・交通政策課、速野会館、中洲会館および市ホームページ

意見の提出 縦覧期間内に意見書(所定の様式。公共・公益の見地に立った意見)に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、郵送または直接、下記へ提出。様式は縦覧場所に設置。または市ホームページからダウンロード可。

☑都市計画・交通政策課

☎・☎(582)1132 FAX(582)6947

✉toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp

空き家活用推進補助金

空き家の利活用を推進するため、空き家を「公益性の高い施設」として改修を行う際の経費について補助を行い、地域コミュニティの活性化などを行っています。補助金の活用は、必ず工事着工前に事前協議が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

☑下記のすべてを満たすこと

- ・空き家の所有者または賃借者であること
- ・市内の空き家を、次のいずれかに該当する公益性の高い施設として改修し、かつ10年以上の継続的利用が担保される施設とすること
 - ①地域活性化に資する観光交流施設
 - ②子育て支援および高齢者の居場所づくりに資する施設
 - ③自治会などの活動拠点および多世代交流施設
 - ④共同仕事場(複数の利用者が、各々の独立した仕事を共同で利用する場)に資する施設
 - ⑤①～④いずれかに準ずると市長が認めるもの

限度額 400万円(補助率2/3)

☑企画政策課

☎・☎(582)1162 FAX(582)0539